

松山市告示第100号
令和7年4月1日

松山市長 野志 克仁

鹿島公園渡船に係る渡船使用料等の徴収の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項及び松山市財務会計規則（昭和39年規則第11号）第53条第1項の規定に基づき、鹿島公園渡船に係る渡船使用料及び渡船駐車場使用料の徴収について、下記事業者と委託契約を締結したため、松山市財務会計規則第53条第2項の規定に基づき、下記のとおり告示する。

記

1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

住所 愛媛県松山市若草町8番地3

名称 公益社団法人松山市シルバー人材センター 理事長 高橋 祐二

2 指定公金事務取扱者が納付事務を行う歳入等の種類

（1）渡船使用料

（2）渡船駐車場使用料

3 指定をした日

令和7年4月1日

4 委託の期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで